

復興大臣
根本 匠 様

「被災者生活支援等施策の推進に関する
基本的な方針（案）」に対する緊急要望

平成25年9月19日

福島県知事 佐藤 雄平

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から2年半以上が経過した今もなお、多くの県民が県内外に避難を余儀なくされ、また、若い世代を中心に人口の流出が進み、人口減少率は全国で最も高くなっており、更に放射線による健康不安やそれに伴う生活上の負担が生じております。

国は、こうした状況や、議員立法によりいわゆる「子ども・被災者支援法（以下、「法」という）」が衆参両院において全会一致で成立した趣旨を踏まえ、被災者が安心して生活できるよう、本県の実状や被災者の意向を十分に反映したきめ細かな被災者生活支援等施策を速やかに講じ、原子力政策を推進してきた責務を十分に果たすべきであります。

つきましては、被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針の策定に当たって、被災者や市町村の意見をよく聴きながら、支援施策の充実を図られるよう、次のとおり要望します。

記

1 健康管理、医療の確保

法第13条第2項が定める「被災者の生涯にわたる定期的な健康診断」及び同条第3項が定める「子ども・妊婦の医療費の減免」や「その他被災者への医療の提供に係る必要な施策」について、本県の実状等に沿ったものとなるよう、明確な方向性を示し、必要な措置を講じること。

特に、本県で実施している18歳以下県民の医療費無料化に関する施策についても継続的な財政措置を講じること。

2 子育て支援

県内においては、子ども達の屋外での運動機会が十分に確保できず、心身の発育への影響が懸念される厳しい状況が続いている。

このため、子ども元気復活交付金や安心こども基金について、市町村の要望を踏まえた本県の実状に沿う弾力的な運用を可能にするともに、引き続き十分な予算を確保すること。

また、安心こども基金は存続が明確でないことから、新たな基金の創設も含めて継続的な財政措置を講じること。

3 住宅の確保

応急仮設住宅の供与期間延長や、借上住宅の住み替えなど長期避難に伴う課題に対し、必要な対応を講じること。

4 財源の確保と新たな課題への柔軟な対応

各種支援施策の推進に当たっては、地方公共団体に過度な人的負担を生じることのないようにするとともに、財政的な負担が生じることのないよう、毎年度、必要かつ十分な財源措置を講じること。

また、避難生活の長期化に伴い新たに生じる課題に対しても、本県の実状等を踏まえ、迅速かつ柔軟に対応すること。